

**国民健康保険税の税額計算 (0歳～74歳)**

令和3年度(令和3(2021)年4月～令和4(2022)年3月)宝塚市国民健康保険税額の計算見込は次のとおりです。

※ 納税義務者は、被保険者のいる世帯の世帯主です。

基礎課税額(医療給付費分)(国民健康保険被保険者全員が対象)		課税限度額は63万円
①平等割額 (1世帯当たり)	23,900円(特定世帯および特定継続世帯は一部減額)	円/年
②均等割額 (被保険者1人当たり)	31,600円 × 人 =	円/年
③所得割額 (被保険者全員の所得に応じる)	税率 8.40% 基礎控除後の総所得金額等 ★ (円) × 0.084 =	円/年
基礎課税額合計 (①+②+③) =		円/年
(A) 課税額( か月、100円未満切捨) ÷		円
後期高齢者支援金等課税額(後期高齢者支援金分)(国保被保険者全員が対象)		課税限度額は19万円
①平等割額 (1世帯当たり)	6,200円(特定世帯および特定継続世帯は一部減額)	円/年
②均等割額 (被保険者1人当たり)	8,900円 × 人 =	円/年
③所得割額 (被保険者全員の所得に応じる)	税率 2.20% 基礎控除後の総所得金額等 ★ (円) × 0.022 =	円/年
後期高齢者支援金当課税額合計 (①+②+③) =		円/年
(B) 課税額( か月、100円未満切捨) ÷		円
介護納付金課税額(介護納付金分)		課税限度額は17万円
(国民健康保険被保険者で介護保険第2号被保険者(=40歳以上65歳未満の方)のいる世帯が対象)		
①平等割額 (1世帯当たり)	6,200円	円/年
②均等割額 (介護保険第2号被保険者1人当たり)	12,100円 × 人 =	円/年
③所得割額 (介護保険第2号被保険者全員の所得に応じる)	税率 2.70% 基礎控除後の総所得金額等 ★ (円) × 0.027 =	円/年
介護納付金課税額合計 (①+②+③) =		円/年
(C) 課税額( か月、100円未満切捨) ÷		円
国民健康保険税額[(A)+(B)+(C)]		か月で = 円
1か月当たり		円 (1期当たりではありません。)

- ★ 所得割額の算定基礎になるのは、加入者全員の令和2(2020)年中(1月～12月)の所得合計です。
- 年度途中(5月～翌年3月)に国民健康保険の資格を取得・喪失された場合は、(○か月/12か月)というように月割りで計算します。
- 普通徴収による納税は、第1期(6月)～第10期(翌年3月)の10回払いですが、年度途中に加入の届出をされた場合は、届出月の翌月以降の納期からとなります。
- 国民健康保険被保険者から後期高齢者医療制度に移行された方が同一の世帯におられる世帯で、国民健康保険に被保険者が一人だけ残られた場合、5年間は特定世帯として、続く3年間は特定継続世帯として、「基礎課税額」と「後期高齢者支援金等課税額」の平等割額が一部減額されます。  
ただし、世帯構成に変更がなく、国民健康保険被保険者資格が継続している世帯に限ります。
- 旧被扶養者(被用者保険被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行する影響で、被用者保険の被扶養者から国民健康保険に加入する65歳以上の人)は、加入日の属する月から、所得割を免除、均等割を半額まで減額。  
対象者のみの世帯は平等割も半額まで減額となります。(均等割、平等割の減額については、加入日の属する月から2年間に限ります。)

基礎控除後の総所得金額等の計算 ～所得割の算定基礎に用いる金額～			
所得者ごとの申告内容の合計額対象 * 地方税法による各種所得控除は適用されません			
令和2(2020)年中(1月～12月)の収入(非課税所得を除く)			
収入の種類	給与収入	年金収入	その他
(1) 収入金額			
(2) 所得控除又は必要経費			
(3) 所得金額 (1)-(2)			
(4) 総所得金額等	(3)の種類別合計		
(5) 地方税法による基礎控除額			430,000円
(6) 基礎控除後の総所得金額等	(4)-(5)=		

※ (6)で個別に計算を行い、その世帯合計額を上記の表中の★に計上します。

(参考) 退職前の健康保険制度の継続(任意継続制度)について

退職により健康保険制度の資格を喪失した場合でも、一定の加入期間があれば、退職前の健康保険制度に引き続き加入することができます(但し退職後20日以内に手続が必要です。)。保険料、手続、期間等は健康保険制度によって異なりますので、退職時の事業所又は加入していた健康保険組合あるいは協会けんぽ等にお問い合わせください。国民健康保険に加入した場合と比べて保険料の金額が低い場合がよくあります。

◎ 国保加入手続に必要なもの

健康保険資格喪失証明書・世帯主と加入者全員の個人番号(マイナンバー)の分かるもの

(1) 総所得金額等とは？

総所得金額 (①利子所得+②配当所得+③不動産所得+④事業所得+⑤給与所得+⑥譲渡所得(総合課税分)+⑦一時所得+⑧雑所得(公的年金等所得を含む)) 及び 山林所得金額  
並びに分離課税分の譲渡所得金額等(短期譲渡・長期譲渡・株式等譲渡・先物取引)の合計金額。  
※ 所得税法や特別法に基づく遺族年金などの非課税所得は除きます。

(2) 総所得金額等の計算方法は？

- ・ 給与所得=給与収入-給与所得控除
- ・ 公的年金等所得=公的年金等収入-公的年金等控除
- ・ 上記以外の所得=収入-必要経費(所得税法の例によるもの)

◎ 給与所得の計算

給与、賃金、賞与などの収入が確定した金額の合計を、次の表に当てはめて給与所得を計算します。

給与収入	所得計算
551,000円未満	所得=0円
551,000～1,619,000円未満	所得=収入-550,000円
1,619,000～1,620,000円未満	所得=1,069,000円
1,620,000～1,622,000円未満	所得=1,070,000円
1,622,000～1,624,000円未満	所得=1,072,000円
1,624,000～1,628,000円未満	所得=1,074,000円
※1,628,000～1,800,000円未満	×0.6 + 100,000円
※1,800,000～3,600,000円未満	×0.7 - 80,000円
※3,600,000～6,600,000円未満	×0.8 - 440,000円
6,600,000～8,500,000円未満	×0.9 - 1,100,000円
8,500,000円以上	所得=収入-1,950,000円

※ 1,628,000～6,600,000円未満は収入金額を4,000で除し、小数点以下を切り捨てし4,000を乗じて得た金額を上記該当ランクにより計算を行い、求めた金額が給与所得となります。

◎ 公的年金等所得の計算

令和2(2020)年12月31日現在の年齢区分に従って、次の表により計算します。

昭和31年1月2日以降に生まれた人(65歳未満)	
公的年金等収入	公的年金等所得の計算
1,300,000円未満	収入-600,000円
1,300,000～4,100,000円未満	収入×0.75-275,000円
4,100,000～7,700,000円未満	収入×0.85-685,000円
7,700,000～10,000,000円未満	収入×0.95-1,455,000円
10,000,000円以上	収入-1,955,000円
昭和31年1月1日以前に生まれた人(65歳以上)	
公的年金等収入	公的年金等所得の計算
3,300,000円未満	収入-1,100,000円
3,300,000～4,100,000円未満	収入×0.75-275,000円
4,100,000～7,700,000円未満	収入×0.85-685,000円
7,700,000～10,000,000円未満	収入×0.95-1,455,000円
10,000,000円以上	収入-1,955,000円

国民健康保険税の算定には、非課税所得のみの方や所得がない方も前年中収入の申告が必要です。  
これは、国民健康保険税について低所得世帯の軽減措置を判定するためのものであり、課税する年度の5月31日まで又は納税義務が発生した日から15日以内に、住民税未申告の方には国民健康保険税用の申告を求めています。  
本市で前年中所得の状況が不明な方については、後日、国民健康保険税申告書を送付しますので、必要事項を記入の上、提出期限までに申告書の提出をお願いします。

○ 低所得者世帯の軽減について

納税義務者である世帯主(国民健康保険の資格がない世帯主を含む。)と被保険者及び旧国保被保険者(国保から後期高齢者医療制度に移行した人)の合計総所得金額等が次の基準以下のときは、均等割額及び平等割額が減額されます。  
(令和2年度から軽減基準所得金額が改定されています。)

軽減の割合	軽減基準所得金額(令和2(2020)年中の世帯全員の総所得金額等)
7割	43万円※以下
5割	43万円※+28.5万円×人数(被保険者+旧国保被保険者)以下
2割	43万円※+52万円×人数(被保険者+旧国保被保険者)以下

※給与・年金所得者の数が2以上の場合は、43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1)

※ 倒産・解雇など非自発的失業となった方や、退職あるいは所得が前年中に比べて半分以下になった方は、申請により国民健康保険税が減額されることがありますので、納付前かつ納期限までにご相談ください。

○ 国民健康保険税の納付方法

- ・ 普通徴収 口座振替または納付書により年10回の納期に分けて納付
- ・ 特別徴収 世帯主の年金から源泉徴収(年金支払月に年6回に分けて納付)  
特別徴収対象者は申請により口座振替の方法に変更することができます。

☆ 国民健康保険についての問い合わせ先 宝塚市国民健康保険課  
電話 0797-77-2065(資格・賦課・減免相談)、0797-77-2063(給付)

なお、国民健康保険税の納税相談、口座振替・還付は徴収・収納担当までご連絡下さい。  
電話 0797-77-2122

○ 後期高齢者医療制度については、本市医療助成課(電話0797-77-9103)にお問い合わせください。